

四国西予ジオパーク・ロゴマークの利用について

四国西予ジオパーク・ロゴマークは、四国西予ジオパークのシンボルです。以下のきまりを守ってお使いください。

1. 使用上の決まり

(1) デザイン

公式デザインで定められたデザインをそのまま利用してください。変更を加えることはできません。

(2) 使用の手順

①承認を受けることが必要なケース

- ・営利目的で使用する場合（例：商品やパッケージへの印刷）
- ・立体物や動画で使用する場合（例：ストラップ、ぬいぐるみ、テレビ番組など）

提出資料

以下の資料を郵送または窓口を持参してください。

- ①ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）
- ②企画書（使用方法、使用目的、制作物のデザインを記載したもの）
- ③返信用封筒（82円切手を同封ください。）

送付先

〒797-1717

愛媛県西予市城川町下相 945 番地 四国西予ジオミュージアム
四国西予ジオパーク推進協議会 行

②上記「①」に該当せず、非営利の目的で使用する場合、市に届け出をするだけでかまいません。

- ・チラシ、ポスター、パンフレット、POP、掲示物、名刺、学校の授業

(3) その他

- ・ロゴマークの使用料は、当面無料とします。

2. 公式デザイン集

①ロゴ和文よこ

四国西予ジオパーク

②ロゴ和文たて

四
国
西
予
ジ
オ
パ
ー
ク

③ロゴ英文よこ

(a)

SHIKOKU
SEIYO
GEOPARK

(b)

SHIKOKU SEIYO
GEOPARK

(c)

SHIKOKU SEIYO GEOPARK

④マーク・ロゴ和文セット

(a)



四国西予ジオパーク
SHIKOKU SEIYO GEOPARK

(b)



四国西予ジオパーク

SHIKOKU
SEIYO
GEOPARK

(c)



四国西予ジオパーク
SHIKOKU SEIYO GEOPARK

(d)



四国西予ジオパーク

SHIKOKU
SEIYO
GEOPARK

⑤マーク・ロゴ英文セット

(a)



SHIKOKU SEIYO GEOPARK

(b)



SHIKOKU SEIYO
GEOPARK

(c)



SHIKOKU
SEIYO
GEOPARK

(d)



SHIKOKU SEIYO GEOPARK

(e)



SHIKOKU SEIYO
GEOPARK

(f)



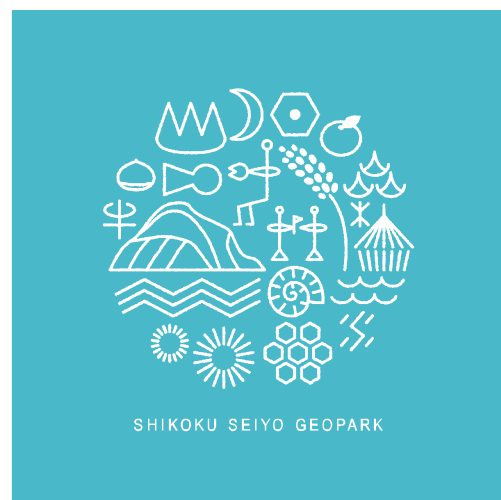
SHIKOKU
SEIYO
GEOPARK

⑥マーク・ロゴ ネガタイプ

(a)



(b)



(c)



(d)



3. 使用上の注意

(1) 次のいずれかに該当する場合は使用できません。

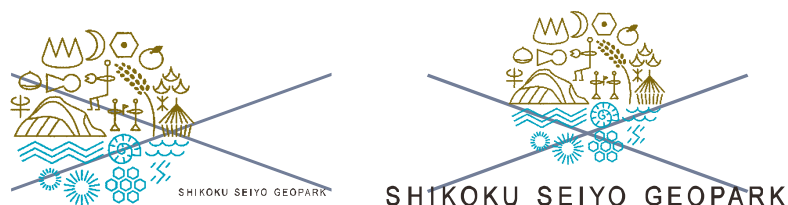
- ①世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び四国西予ジオパーク構想の理念に反し、または反するおそれがある場合
- ②自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用のおそれのあるとき。
- ③法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- ④特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- ⑤その他、会長がロゴマークの使用について、著しく不適当と認めた場合

(2) マーク、ロゴの使い方の禁止例

- ①色を変えたり、文字のスタイルを変えたりしないでください。



- ②文字の配置を変えたり、マークとロゴの大きさの比率を変えたりしないでください。



- ③デザインの変更しないでください。

・変形



・傾き



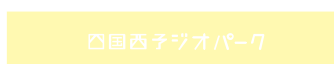
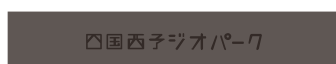
・切り落とし



・装飾



④マーク・ロゴが見えにくくなる使い方をしないでください。



※マーク・ロゴの使用にあたっては、無地の背景上での使用を推奨します。

⑤ロゴを文章の中で使わないでください。



(3) シンボルマークの単独使用は承認が必要です。

シンボルマークは「四国西予ジオパーク (SHIKOKU SEIYO GEOPARK)」のロゴと合わせて使うのが原則ですが、以下のいずれかの場合のみ、例外として単独使用することができます。

①アイコン等ですでに既存フォーマット化されている場合

②表示エリアの都合により、縦幅の最小サイズ (25mm) 以下で表示しなければならない場合



4. デザインデータのダウンロード

Ai 形式、Jpg 形式でデータを提供します。